

第73号議案

加東市情報公開条例の一部を改正する条例制定の件

加東市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月1日提出

加東市長 岩根 正

加東市条例第 号

加東市情報公開条例の一部を改正する条例

加東市情報公開条例（平成18年加東市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

（手数料等）

第18条 公文書の開示に係る手数料の額は、開示請求に係る公文書1件につき300円とする。ただし、経済的困難その他特別の理由があると実施機関が認めるときは、実施機関が定めるところにより、これを免除することができる。

- 2 開示決定により公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
- 3 前項に規定する費用は、第1項ただし書の規定により手数料を免除する場合で実施機関が定めるときは、これを免除することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第18条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる開示請求から適用し、同日前に行われる開示請求については、なお従前の例による。

第73号議案 要旨

加東市情報公開条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

公文書の開示請求を受けた実施機関において、開示請求書の受付、請求のあった公文書の特定、不開示情報の確認、開示の実施等の事務を行う職員の時間と労力を要している状況を踏まえ、開示請求者に開示請求に対応する事務に係る費用の負担を求めるため、手数料を徴収する改正を行うものである。

2 改正内容

開示請求に係る公文書1件につき300円の手数料を定めるとともに、手数料並びに公文書の写しの作成及び送付に要する費用を免除できる規定を定めること。（第18条関係）

3 市民負担への影響

公文書の開示請求を行った場合、手数料として公文書1件につき300円の負担が生じる。ただし、経済的困難の理由があるときは、手数料を免除する。

4 施行期日 令和5年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
(手数料) <u>第18条 公文書の開示に係る手数料は、無料とする。ただし、開示決定により公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成費及び送付に要する費用を負担しなければならない。</u>	(手数料等) <u>第18条 公文書の開示に係る手数料の額は、開示請求に係る公文書1件につき300円とする。ただし、経済的困難その他特別の理由があると実施機関が認めるときは、実施機関が定めるところにより、これを免除することができる。</u> 2 <u>開示決定により公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</u> 3 <u>前項に規定する費用は、第1項ただし書の規定により手数料を免除する場合で実施機関が定めるときは、これを免除することができる。</u>